

河川清掃業務委託に係る留意事項について

河川清掃委託について、誤りの多いものや質問があったものについて、留意事項としてまとめましたので、作成する際には注意してください。

○ 原則について

- (1) 実施要領施行細則第1の規定により、砂防指定地内普通河川の清掃等については、一級河川の指定区間又は二級河川と一体的に実施されない場合はこの業務の対象外です。
- (2) 実施要領第9条第2項の規定により、県から他の奨励金等（委託、補助金、交付金等も含む）を受けている場合は、業務実施計画書に記載の予定経費の全て又は一部を対象経費と認めることができませんので、事前に連絡してください。
- (3) 除草剤については、水質汚濁の原因となる場合や護岸を損傷する場合がありますので、利用しないでください。また、対象経費としても認められません。
- (4) 新規で参加される団体は、広島県河川道路美化活動保険の加入が必要となりますので、「美化団体届出書」を併せて提出してください。ただし、団体で他の保険に加入する場合には、この手続きは不要です。
- (5) 広島県河川道路美化活動保険制度により保険金を請求する場合には、広島県河川道路美化活動保険制度要綱7に規定する「構成員名簿」の備付けが必要です。関係団体に備付けるようあらかじめ指導しておいてください。

○ 業務実施（計画・実績）書の作成について

- (1) 業務実施計画書の作成に当たっては、記載要領を確認の上、記入すること
- (2) 参加人員について
 - ア 延べ人数を記載すること
- (3) 実施面積について
 - ア 計算式と合計の記載に誤りがないか
 - イ 延べ面積となっているか(毎月実施の場合は×12, 年2回の場合は×2など)
 - ウ アダプト活動や他団体と業務委託の対象となる場所が重ならないように調整すること
- (4) 対象経費について

【全体】

- ・ 雑費、予備費等経費の内容が判別できない表記は行わないこと
- ・ 枠内に書ききれない場合は、「草刈機替刃等」などのように記載し、別紙で個別の明細書を添付すること

【食料費】

(対象になるもの)

- ・ 役員の打ち合わせの際の湯茶代
- ・ パン、むすび、お茶、ジュース、あめ等の軽食

(対象にならないもの)

- ・ 役員の打ち合わせの際の昼食の弁当代
- ・ 参加者の昼食代や、活動後の打ち上げ費用（宴会用のオードブルや酒類）

【賃借料など】

- ・ 草刈機，軽トラック，大型重機等のレンタル代は対象になる
- ・ 草刈機等を参加者個人から借りた場合，参加者個人に賃借料を支払う場合は，対象になる（賃借料の基準は特にありませんが，社会通念上妥当な金額となるようにしてください）

【消耗品費】

（対象になるもの）

- ・ ゴミ袋，草刈機の替刃，燃料，ガソリン，ガムテープ，軍手，参加募集のチラシ，印刷用の紙など

（対象にならないもの）

- ・ 除草剤

【その他】

（対象になるもの）

- ・ 保険料，コピー代，写真プリント代
- ・ 「ゴミ捨て禁止」などの不法投棄未然防止対策用の看板作製にかかる経費（板・ペンキ・杭等の購入費など）

（対象にならないもの）

- ・ 活動に参加したことに対する謝礼・報酬・賃金や，参加者全員に配る記念品・参加賞等の購入費
- ・ 役員の会議出席に対する報酬
- ・ 草刈機の購入代金
- ・ 業者に草刈りを頼む場合の経費（委託料，報酬，賃金）
- ・ ゴミの処分費は原則として対象にならないため，地元市町もしくは各団体で家庭ごみの集積場に捨てるなどの対応としてください。

※ ただし，市町と相談の結果，市町がやむを得ないと認めた場合は対象とする

○ その他

- ・ アダプト活動認定団体であっても，河川清掃等業務委託を行うことは出来ませんが，その場合は奨励金が受け取れないので注意してください。